

フラワーサークル高松会則

(名称)

第1条 本会はフラワーサークル高松と称す。

(目的)

第2条 全市的な花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花いっぱい・緑化に関する普及活動
- (2) 各種緑化行事への参加
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 公募により会員として登録された市民等により組織する。

- 2 登録期間は原則2年で更新するものとする。
ただし、更新時に退会の申し出が無いときは、継続できるものとする。

(役員)

第5条 フラワーサークル高松に、次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 3名 班 長 若干名

- 2 役員は、会員の互選により選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 班長は、班を取りまとめる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠増員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事務局)

第8条 フラワーサークル高松の事務を行うため、事務局を高松市公園緑地課に置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。